

綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、超高齢社会における介護人材不足を解消するため、介護職員の確保、育成及び定着を支援することを目的に、資格取得後一定期間内に綾瀬市内の介護保険事業所へ就労し、かつ、一定期間就労継続した者に対し、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）の指定を受けた事業所、介護保険施設及び設置された地域包括支援センターをいう。
- (2) 資格取得 介護福祉士試験に合格し登録を完了したこと又は介護職員初任者研修若しくは実務者研修を修了したことをいう。
- (3) 雇用開始日 雇用契約書に雇い入れの日として定めた日をいう。

(対象者)

第3条 この奨励金の対象者は、綾瀬市が実施する事業を活用して資格取得した者又は本市に住所を有し、新たに介護の現場で働くために個人の負担で資格取得した者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 資格取得前に介護職としての就労の経験がないこと。
- (2) 資格取得後、6か月以内に市内の介護保険事業所に就労した者のうち、当該介護保険事業所を運営する法人等に直接雇用された常勤または非常勤（週3日以上又は月56時間以上の勤務をしている者に限る）職員であること（派遣等は対象外とする）。
- (3) 雇用開始日が令和8年4月1日以降であること。
- (4) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (5) 介護職として長期就労予定であること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 新規申請者（雇用開始日から起算して6か月以上継続して雇用されている者であり、かつ、申請日においても継続して雇用されている者） 5万円

- (2) 継続申請者（前号の新規申請者の要件に該当する者であって、同一の雇用主に引き続き雇用されており、かつ、雇用開始日から12か月が経過した者で、申請日においても継続して雇用されている者） 5万円

（奨励金の申請等）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護福祉士登録証又は介護職員初任者研修修了証の写し
- (2) 雇用契約書の写し
- (3) 綾瀬市が実施する事業を活用して資格取得した場合、当該事業の決定通知等の写し（本奨励金担当課の事業は除く）
- (4) 個人の負担で資格取得した場合は費用の支払い状況がわかる領収証等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次に掲げる期間中に行うものとする。

- (1) 新規申請者 雇用開始日から起算して6か月が経過した日から翌々月の末日まで。
- (2) 継続申請者 雇用開始日から起算して12か月が経過した日から翌月の末日まで。

（調査）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、申請者及びその雇用主等に対して就労状況等、必要な調査をすることができる。

（奨励金の決定）

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付決定について適否を決定の上、綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付（不交付）決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第8条 奨励金の交付決定を受けた者は、決定通知書を受領した日から起算して30日以内に、綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 受給者が提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により、奨励金の交付決定を取り消したときは、綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付決定取消通知書（第4号様式）により、受給者に通知するものとする。

(返還)

第10条 前条の規定により、奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に行った交付があるときは、奨励金の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、返還を命じた場合における返還の期限は、市長が定める日とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

住 所
申請者 氏 名
電 話

綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付要綱第 5 条の規定により、必要書類を添えて申請します。なお、交付決定に当たり、市長が次の事項を確認することについて同意します。

- 1 市税等の納付状況
- 2 就労状況

申請者記入欄	
資格取得方法	1 市事業 2 自己負担
就職先名称	
就労開始年月日	年 月 日
就労状況	【常勤・非常勤（週 日又は月 時間）】 ※非常勤の場合はシフト表等、勤務状況がわかる書類を添付してください
資格取得前の職歴	資格取得前及び取得中の介護職の経験【 あり・なし 】

在籍証明書（雇用主又は責任者記載欄）	
年 月 日	
(申請者) について、 年 月 日から継続して雇用し、 (事業所名) で適正に就労していることを証する。	
証明者 事業者所在地	
事業者名	
代表者名 ⑩	
連絡先 (担当者名)	

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金については、次のとおり決定しましたので通知します。

☐ 交付する	交 付 区 分： 新規 ・ 継続 交付決定額： 50,000円
☐ 交付しない	理由：

第 3 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付請求書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

住 所

申請者 氏 名

電 話

年 月 日付けで交付決定を受けた件につきまして、綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金の交付を請求します。

交付請求額	円									
振込口座	フリガナ									
	口座名義人									
	金融機関コード					店番号				
	金融機関名					支店名				
	預金種目					口座番号				

第 4 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで交付決定を行った綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金について、綾瀬市新規介護職員就職・定着奨励金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	交付区分：新規・継続 交付決定額：50,000円
取消しの理由	